

## 議 事 録

会議の名称	第4回三田市市政への市民参加推進委員会
開催の日時	平成28年5月10日(火) 17時55分～20時55分
開催の場所	三田市まちづくり協働センター
出席した委員の氏名	馬込委員長、川西副委員長、古田委員
出席した庶務職員の職及び氏名	城下理事、東野地域戦略室長、仲田危機管理担当次長、田中政策課長、江田危機管理課長、上治政策課副課長、藤田政策課係長
その他出席者	まちづくり提案代表者(1人)
傍聴者の人数	13人
議 題	(1) 三田市市政への市民参加条例の運用状況及び条例改正について (2) まちづくり提案に対する審議について
会議の概要(結論)	・諮問のあった条例の運用状況及び条例改正並びにまちづくり提案に対する委員会としての意見について、方向性をまとめた。 ・答申は、後日成文化して市長あてに提出する。
公開・非公開の区分	議題(2)について一部非公開
使用した資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 市民参加条例の見直し等に関する諮問について</li> <li>・資料2 平成27年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について</li> <li>・資料3 三田市市政への市民参加条例の改正について</li> <li>・資料3-2 三田市市政への市民参加推進委員会への意見照会の結果について</li> <li>・資料4 市民参加条例の運用状況及び条例の見直しに対する意見について(答申のひな型)</li> <li>・資料5 三田市市政への市民参加条例</li> <li>・資料6 諮問書</li> <li>・資料7 会議の公開について</li> <li>・資料8 まちづくり提案の手続きの流れと当該提案の経過について</li> <li>・資料9 まちづくり提案書</li> <li>・資料10 まちづくり提案に対する検討結果について</li> <li>・資料11 防犯カメラの整備状況及び補助制度について</li> <li>・資料12 まちづくり提案書(再検討申出書)</li> <li>・資料13 まちづくり提案に対する意見について(答申のひな型)</li> </ul>
連絡先	地域戦略室政策課 電話(079)559-5038 内線(2211)

## 1 開会

・城下理事から開会あいさつ

## 2 議事

### (1) 三田市市政への市民参加条例の運用状況及び条例改正について

#### ① 諮問について

＜事務局から、資料1 諮問書を読み上げ＞

#### ② 平成27年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

＜事務局から、資料2により説明＞

委員長：別紙2のまちひとしごと創生総合戦略で、パブリックコメントを規定の30日という枠で実施されていると思いますが、年末年始の忙しい時期を挟んで30日というのは、30日に満たないと考えるのが正しいのではないかと思います。どうしてこのような日程になったのですか。

事務局：議会の議決を3月に得ることが必要であり、そのスケジュールから、年末年始を挟まざるを得なかったということです。

委員長：実質的に期間が短くなるということがないよう気をつけていただきたい。

委員：附属機関における市民委員（公募委員・名簿委員）は、他の委員会と任期が重なっていることはありませんか。きちんと調べていますか。

事務局：はい、附属機関については任期が重複しないよう政策課で調べています。

委員：委員の任期が終わらないと他の委員会の公募委員に応募できないのでしょうか。その辺りは、市民は分からないと思いますよ。

事務局：任期が重ならないようであれば、応募は可能です。

委員：そういったことは市民にインターネット等で周知していますか。

委員長：このことがどこかに表現されているとより明確になるので、任期が重ならないければよいということも合わせて示すことも必要と思います。

運用状況にかかる答申については、私が今出た意見も合わせて原案を作成していきたいと思えます。それを委員の皆さんに見ていただき、修正等がありましたら出していただく形にしたいと思います。

答申が確定しましたら市長あてに文書で送付する形でよろしいでしょうか。本日は、ほかにも条例改正とまちづくり提案の審議についても答申を作成する必要がありますが、基本的にそのような段取りで進めたいと思えますのでよろしくお願いします。

#### ③ 三田市市政への市民参加条例の改正について

＜事務局から、資料3、3-2により説明＞

委員長：質問やご意見がありましたらよろしくお願いします。

委員：資料3で、まちづくり提案の対象外事項として、第2号「特定の個人又は団体の利益となるもの」を挙げていますが、ここで規定しなくても既に第5条に市民の責務が規定されています。大体、このような提案は、自分達や地域の利益のためにするのであって、市民が市に求めたりするのは全て納税に対する見返りなので、こういう表現はあまり好きでは

ありません。だからもう少し上手な言葉に変えていただきたい。

それから、対象外事項の第3号「条例の制定又は改廃に関するもの」の趣旨は、「50分の1以上の署名をもって代表者が地方公共団体の長に請求することができる」ので、「10名の連署によって条例の制定・改廃そのものを対象とする提案は除外する。」とありますが、折角10人が集まって、この条例はやめた方がいいのではないかといった意見を除外するというのは、市民の意見を狭めることになるので、これも除外しないでいただきたい。

また、第5号の「当該まちづくり提案をしようとする日前5年間に、既にまちづくり提案があったもの」について、5年間は今の時代に長すぎると思います。市長も4年で変わってしまいます。だから5年間に決めてしまわないようにしてほしい。

副委員長：第3号に関して言えば、地方自治法よりも要件を緩和することは問題ないと思いますが、要件を緩和して本来有権者の50分の1が必要なところを10人にする必要まではないと個人的には思います。

第2号については、第5条に市民の責務として規定されていますが、市民の責務というのは、趣旨のようなものであって、そこに書いてあるからと言って除外できるわけではありません。

委員長：第5条で市民の責務という規定がありながら、他でもう一度明記するということは一般的なことでしょうか。

事務局：ケース・バイ・ケースと言えます。理念として責務を設けることはよくあることであり、それを改めて他の条に置くことはあります。例えば、三田市個人情報保護条例では、プライバシーの保護を責務で謳いながらも、不開示の対象とする条文にもプライバシーの保護を入れています。今申し上げましたとおり、責務の規定があるからと言って、他の条文に設けないという理由にはならないものと認識しています。

委員：前回のまちづくり提案にあった武庫が丘コミュニティセンターの件ですが、あれは一応、議会で予算も全部決まっていたから仕方なく不採用ということに納得しましたが、あれもあの地域の方々の利益になることを提案されています。ですから、そういう団体の利益になるものとして頭から外されると、提案が一つもできなくなると思います。何しろ税金を払っていて、三田市に何かして欲しいというのは、ある程度、個人や地域の利益です。だから、提案書を出した時に窓口でこれは特定の地域の利益になるものだから受け付けないということにならないかと危惧されるため、第2号は削除した方がよいと思います。

委員長：問題は「特定の個人又は団体の利益となるもの」をどう判断していくかということです。

資料3のフロー図を見ると、提案書の正式な受理の前に、提案の対象事項であるか否かの確認が行われるが、受理の後にも、対象外事項であるか否かの審査があるので、これはどのように考えたらいいですか。

事務局：正式な受理の前に、提案の対象事項であるか否かを確認するだけで、ここで正式な判断をするわけではありません。確認をするだけで、適宜、ここで補正を求めることも考えています。それでも提出するというのであれば拒むものではありませんので、受理した後、正式に審査するということです。

委員長：「確認」という言葉のイメージからすると、ここでダメだったら受け付けませんという感じに受け取られてしまいます。

仮にですが、「特定の個人又は団体の利益となる」提案が、正式な受理までいきます。次

に「対象事項であるか否かの審査、結果の通知・公表」まで行きますが、そこで対象外事項とされます。「対象外事項になって、それならやめておこう」ということになれば手続終了だが、これは「特定の個人又は団体の利益を目指したものではない」と不服がある場合は、提案者から再審査申出が出てくるということですね。そしてさらに再審査ということは、この委員会が開かれると理解してよろしいでしょうか。

つまり、対象外事項として「特定の個人又は団体の利益となるもの」が掲げられているが、それで仮に除かれたとしても、対象外事項の救済措置（本委員会）を通り抜けて、さらにこの委員会にもう1度上がってくることになるということですか。

事務局：はい。

委員：わざわざ明記しても最後まで行ってしまうのだったら、第2号の「特定の個人又は団体の利益となるもの」という規定はいらぬのではないですか。

委員長：市の考えは、おそらく、対象外だと判断しても、本当にそれでよかったのかどうかをこの委員会で、1回議論して下さいということだと思います。つまり、いろんな制約を付けていった時に、市は結局、それらを判断していかななくてはなりません。ただし、その判断が正しいかどうかはもう一つわからないわけで、第三者委員会できちんと判断して下さいということだと思います。反対にこの委員会で対象事項と判断された時には、対象事項としてきちんとラインに乗せますということだと思います。つまり市の判断をここで1回チェックして下さいということだと思います。でもそうなら、明記する必要はないのではないかと逆に思ったりもします。

副委員長：フロー図ですが、対象外事項と判断された場合に不服申立ての手段があること自体、対象外事項かどうかを決める必要性が大分減殺されているように思います。結局、10名以上の署名を集めて出して来た場合に対象外だと言われると、ほぼ必ず不服申立てはなされると思います。そうすると、また、2重に審査をしなければいけないだけ、ということになるので、ここで対象外かどうかという審査すること自体が無意味になると思います。

委員長：この対象外事項というものを考えた時のイメージ、立法趣旨を事務局からお話ください。確かに手続き論からいくと、結局、この委員会で1回対象事項ですという審査をして、さらに検討した結果不服となるともう1回審査するみたいな話になるというのは、確かにそれはそうだと思います。

事務局：これまでまちづくり提案は3件いただいています。そのうちの2件については、ご存じのとおり議会の議決を得た事業に関わるものでした。市の検討結果に対して不服ということでこの委員会に諮ったわけですが、結論としてはどうしても不採用という形で回答せざるを得ないというものでした。折角、まちづくり提案としていただくので、そのためにも、提案をしていただくフィールドをまずは明確にしていこうと整理したのが趣旨です。今ご指摘いただいた、対象外事項として不服申立てが出れば同じではないかということも、そのとおりとも考えます。

市としても提案の除外規定を設けていくとなると、ある程度の運用実績を積み重ねていく必要があろうと思います。どうしても事務局の判断で、これはどうかというところもあろうと思います。そういった所をこの委員会でご判断いただいた上で、公正な判断をしていきたいという趣旨で、このような救済措置を設けたものです。

委員長：提案を対象外事項か否か判断する、あるいは判断しない、全て受けるという方法もある

うかと思えます。

ちなみに、対象外事項で、「特定の個人又は団体の利益となるもの」に焦点が当たっていますが、第1号の「ウ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの」なども、きちんと決まっていそうで、実はそうではないといったことにはなりませんか。

事務局：これについては、市民意見を聴く手続きにおける除外規定を引用したものであり、これらは、概ね明らかなものと考えています。

「特定の個人又は団体の利益となるもの」の考え方ですが、これはそもそもまちづくり提案に対しての制度を決めていくものであり、特定の個人や団体の利益に関しての発言は、まちづくり提案に限らず、市や議会に対して要望するという手段がありますので、あくまで全てまちづくり提案で受け付けていくものでもないと考えており、その辺りの整理をしたところ です。

委員：三田市として1年間で2つか3つしか出てこない提案を、わざわざ利益になるものだから対象外事項であると除外する必要はないと思います。

委員長：「特定の個人又は団体の利益となるもの」という文言に、何らかの制限なり、受け付けないというイメージを市民の皆さんに与えるのではないかという危惧が委員からなされていると理解します。広く意見を出してもらうように考えていくのであれば、そのような意見を出しにくくするイメージがつくようなことはすべきではないと。

手続き論的に言えば、結局一緒だということになるのであれば、修正も考えなければならぬかもしれません。

市民参加を進めていこうと条例を制定した三田市からすると、いかに市民の皆さんから意見を広くいただくかが重要となります。その趣旨から考えると、逆にこれを設けることでどれだけのことがさばけるのかという疑問も出て、なくてもいいのではという意見も合わせて出ている状況だと思います。

副委員長：不服申立ての手続きは、市の責任逃れともとれます。対象外事項を規定する趣旨は、事務局段階で明らかに不適切なものを除外するということだと思います。それに対して不服申立ての手続きを設けてさらにこの委員会を開いて審査をするというのは、あまり適切ではないと思います。ですから、対象外事項を明確に、一義的に判断できるものにして、不服申立ての方法を設けないというのも一つだと思います。

委員長：私は、民主主義は非常に面倒でややこしいものだとして理解しており、スパッと割り切れることが良いことだと思いません。そう考えると、いったん全て受け入れてやっていくということも考えなければなりません。

予定の時間をオーバーしておりますので、条例改正の議論はここでいったん終わりにして、次の議題であるまちづくり提案に対する審議が終わった後で、再開したいと思います。

## (2) まちづくり提案に対する審議について

### ① 諮問について

<事務局から、資料6 諮問書を読み上げ>

### ② 会議の公開について

<事務局から、資料7により説明>

委員長：（「⑦意見のまとめ及び答申について」の部分について） これまでは非公開で進めてきましたが、今回はいかがですか。

委員：公開でよいと思います。

副委員長：非公開でよいと思います。

委員長：公開と非公開とに分かれてしまいましたが、これまで非公開で行っているものを今回だけ公開するのもどうかと思いますので、従前どおり非公開と決めたいと思います。会議録は公開されるとのことですのでよろしくお願いします。

### ③ まちづくり提案の手続きの流れと当該提案の経過について

#### ④ 提案概要と市の検討結果について

<事務局から、資料8～12により説明>

委員長：質問や確認事項があれば出していただきたいと思いますが、いかがですか。（特になし）

#### ⑤ 提案代表者による提案内容の説明

<提案代表者からパワーポイントにより説明>

#### ⑥ 質疑応答

委員長：質疑応答に移りますが、委員の皆さんいかがですか。

委員：防犯カメラの設置は、市でどんどんやっていただきたい。市は、県の補助金があるからそれを使えというが、何年かかるのだろうかという感じです。市長が言う「日本一住みたいまち・三田」にするためには、市長の即決でお願いしたい。防犯に関する事案がいろいろ出ているのに、こういう話が議員の中から出てこないのがものすごく残念です。

また、昨年度はふるさと納税の収入が2億円ありました。寄付金の使い道は子どもの教育と子育て支援とされていますが、それを子ども達の安全安心のための費用にも広げていただきたい。

今回の提案は、けやき台自治会という「特定の地域」からの要望ですが、防犯カメラの設置は、市全体のことを考えてもらって、小学校区又は中学校区を単位として登下校の主な所に、市として設置していくのが一番適当だと思いますのでお願いしたい。

副委員長：（資料12再検討申出書の申出理由の）①については、質問と答えのやりとりをしているだけであり、まちづくり提案の趣旨から若干外れるように思うのですが。

委員長：①は、「いつまでにどのようにして行うのか知りたい」という質問ですが、それを少し解釈すると、安全安心のまちづくりを実現するために、市と警察がどのように連携をすればよいかという問題提起だと思います。提案者が言われていましたが、欲しい情報は捜査に必要な情報ではなく、市民が実際に空き巣に入られて怖くて眠れないとか、引っ越したいという気持ちになることに対してどのように対応すればよいか、そのために警察からの防犯情報をどのように取り扱って市民の皆さんに注意を促すかという問題だと理解しています。市の方でもどのように市民の皆さんに注意を促していくのか。自分達でできることは自分達でやる、自分達でできないことは行政と連携してやるというのが基本だと思いますが、その中で自分達でも守りたい、そのために必要な情報を流す方法を考えていただきたいというご提案だと思います。それもできるだけ具体的に早くということですが、ウッデ

イタウンはそんなに厳しい状況なんですね。

提案者：私の周りの家が、立て続けに被害に遭われました。他地区でも毎月のように入られています。さらに言うと、たばこの吸い殻を目印のように家の周りに置いているというのが、最近分かったのです。そういうのを早く取り去ってマーキングをされないようにしてくださいという情報があるとそれだけでも助かります。だから、犯人を逮捕するためにどうこうという話ではなく、施錠を何重にもしてくださいとか、どこそこの地域で増えているから特にその地域は気を付けてくださいということを書いて欲しいということなんです。

委員長：今、教育委員会経由で不審者情報が流されており、それはそれで大事なことで続けていくべきですが、それにプラスしてという話だと思います。安全安心のまちづくりという観点から、自分達のまちは自分達で守るということは大事なことだと思うし、それをやるための情報をどのように提供していくかということが大事になってくると理解しました。

この点について、今までの枠組みにとらわれない、三田市ならではの防犯メールになっていく可能性もあると思いますが、事務局はどうですか。

事務局：三田警察署と協議を進めていますが、実は交番ごとに交番便りみたいなものを作成されているという状況があり、若干整理は必要になりますが、これを積極的に外に出していくことについて話をしています。それを市で集めて回覧に入れるのか、それともホームページを使うのか、やり方については少し考えないといけません。また、県警のホームページの中に三田署のページがありますが、こういったところへアップできないか、警察の方でも考えて欲しいとお願いしているところです。書いてある内容は、交番管轄内で起きていることや、交通事故の状況等で、今使っている回覧の内容よりはかなり役に立つものではないかと思しますので、まずはそういったところから進めようと考えています。

委員長：例えば、市と警察と地域住民の皆さんとで、一緒に話し合う機会を作るといったのはいかがですか。

事務局：そういった場所があれば一番いいのですが、お互いの仲介役となるのは行政の役目だと思いますので、現行どおり、市民からの要望や警察の意向を市が中継して密に考えるということを取り組んでいきたいと思っています。

委員長：防犯カメラについては、「日本一住みたいまち」にしていくためには、安全安心が大事なポイントになるとお話いただきましたが、それについてはいかがですか。

事務局：安全安心については、まず、高齢者、子どもを重点的に取り組み、それから全体の安全安心の底上げを図っていくという、優先順位ではないですが、そういった取組みを考えています。

委員：やはり基本は財政で、無い袖は振れないということです。ですから、「よくわかっているが、できたら三田市の費用は使わずに県の補助金をもらうようにしてください」という本心が見え見えですね。だから、どうにかして予算を捻出してやろうという気持ちがなかったら、何年経っても動かないと思います。自治会では1年に1台がやっとならうね。

それから、提案者も言われましたが防犯協会が機能していない。機能していないといってそれで放っておくのですか。

今は子どももスマホや携帯を持っていて、メールも見ます。だから防犯協会からインターネットで、今、ここで不審者が出ています、子ども達気を付けて帰ってください、そういうメールを流せばよいと思います。警察から、1、2か月後に先月どこそどこで空き巣があ

りましたという回覧が回ってきても遅いんですよ。だから、今、どこそこでこういうことがあるから気をつけましょうとすぐに流せるような状態を防犯協会に対し三田市がもっと力を入れるなり、声掛けしていくことで、①は解決できると思います。

事務局：防犯協会の件ですが、三田防犯協会は14支部で構成されています。確かにウッディタウン支部は各自治会がそれなりに事業をされているので、ウッディタウン地区全体としての活動はあまりされてはいません。一方、例えば三田支部だと、先日の総会では70人お集まりでした。決して市全体の防犯協会が機能していないというわけではありませんのでご理解ください。

委員長：防犯カメラの件について、副委員長はいかがですか。

副委員長：防犯カメラをたくさん設置することは防犯上有益なことと思いますが、まちづくり提案を受けたからといって、その通りに実施してくださいというところまで言えるかは、この制度の枠組みからして困難ではないかという疑問があります。

委員長：どのようなまちづくりをしていくか考えたときに、安全安心を基本に据えたまちづくりを進めてはどうか、そしてそれは防犯カメラを設置することによって進めてはどうか、というのがご提案だと思います。

ポイントだと思うことは、おそらく市で考えていることと提案者が考えていることは大筋では変わらないということです。防犯カメラを市は要らないとは言っておらず、大事なので設置は進めていくと言っています。要はそれをどのようにやっていくか、つまりどのようなまちをつくっていくかということだと思います。委員のご意見も、安全安心のまちづくりは最優先事項なので、最優先事項であるがゆえに財政的にも優遇されるべきであり、防犯カメラは数台ではなく、たくさん、少なくとも人々が安心できるくらいの設置が必要ではないかということだと思います。

提案者は、防犯カメラは犯罪抑止力にどのくらい効果があると考えていますか。防犯カメラを設置したはいいが、効果がないということになっては具合が悪いと思うのです。

提案者：基本的には、伊丹市やほかの地区で防犯カメラを設置したところは、平坦なところが多いので、1つの小学校区に50台設置すると死角がかなり少なく設置できます。ところが、三田市はニュータウンもそうだが、アップダウンがそれなりにあるのでそのようなところに防犯カメラを死角がないように設置するのは無理があります。しかし、他の地域から犯罪者がやって来る場合、何らかの乗物に乗ってこないとやって来られません。ニュータウンの入口は限られているのでT字路や十字路などの要所にカメラを設置すれば、まず、入ってくる車をチェックすることができます。

それから犯罪だけでなく、防犯カメラはもう一つ有用性があります。今、認知症による行方不明者は、全国で年間1万人を超えています。兵庫県は全国で2番目に多く、年間1200人以上います。そういう意味で、ニュータウンがどんどん高齢化になっていくことを考えると要所要所にカメラを設置すれば、いつ誰がそこを通ったのかをチェックできます。今後、65歳以上高齢者の中で、5人に1人が認知症となる恐れがあります。その中でどうやって徘徊する人を早く見つけ出すか、ということを考えるならば、全国的にインフラとして整備しなくてはならないのは間違いないのです。だから、まず、一つの地区でモデルケースとして実施し、効果を検証する作業が大事だと思います。

委員長：モデルとして進めてみるということですね。



提案者：市全体では2億円くらいになりますが、認知症の行方不明者を防ぐための提案で言うならば、地方創生の交付金があるので、それを活用すれば三田市は自腹を切ることなく設置は可能なのです。

委員長：なるほど。防犯だけではなくて、これから増えていくであろう認知症高齢者の見守りも、1つの安全安心なので、そのようなライン取りをしながら、例えば国の予算を使って、ということだと思います。

時間が来ましたので、質疑応答はこの辺りで終了させていただきます。

### ⑦ 意見のまとめ及び答申について

委員長：防犯カメラを設置することによって安全安心のまちづくりをしていきたい、これは認知症の方々の見守りも含んでいるといった話でしたが、改めて委員のご意見をお聴きします。

委員：安全安心のための防犯カメラの設置をこれからも進めていっていただきたい。県の補助金がどうこうではなく、三田市のことだから、三田市がトップダウンでスピーディに対応するようお願いしたい。

委員長：市は、防犯カメラの設置についてはやらないとは言っていないけれども、けやき台自治会が提案で求めている程度まで整備するのは難しいという話だったと思います。

委員：けやき台に設置して欲しいということだったら、ほかの地域からは何でけやき台だけということになりますので、安全安心のまちづくりのため、三田市全体を考えた防犯カメラ設置をして欲しいという提案をすべきだと思います。委員会としては、ここだけにこうしてくださいという答えは出せないと思います。

委員長：進め方の問題として、小学校区単位で進めていくとした場合に、全小学校区に少しずつやっていくのか、まず、この小学校区をやってみるというのか、それとも一気に市全体にいくのか。下手に全部やると言って予算ないということになるよりは、少しずつでも進めるのか。パイロットで実施して、防犯カメラの効果を検証し、逆に防犯カメラを入れても犯罪が減らないという話になった時には、違う方法を考えなければならないということにもなると思います。

委員：このまちづくり提案により試験的にけやき台に付けることになった場合、他の地区でも提案したら付けてもらえるということになって、結局予算の取り合いみたいになる可能性があります。

副委員長：特定の地域がどうこうという問題ではないと思います。これは市の施策の問題なので、ここに付けなさいという答えをここで出すことはおそらくできないと思います。こういう提案があったことを考慮して努力してくださいというような回答ぐらいしかできないと思います。

委員長：副委員長が言われるとおり、この委員会は執行機関ではないのでここが決定するわけではありません。

防犯カメラを設置することに対してプライバシーの問題とか、監視されているということで悪いものとしてとらえる考え方もある。皆さんは、防犯カメラの設置により安全安心のまちづくりを進めることについて異論はないと理解するのですがいかがですか。

委員：私はそうですね

副委員長：防犯カメラの利用の仕方にもよるので、先程言われていた徘徊老人についてはプライ

パシーの問題もあるので、犯罪の場合以外で映像を使うことは基本的にはできないと思います。

委員長：行方不明の方を追跡するのに、警察の許可や家族の同意をとってバスの車内カメラを使った実例があります。

3 人とも筋違いの提案だとは思っていないということですね。防犯カメラを設置することが筋違いではなく、むしろやった方がいいと。ただ、どのようにやっていくかということに関してはここで決められないので、市の方で、まちづくり提案を受けて防犯カメラを利用した安全安心のまちづくりを一度検討いただきたいというような回答になると思いますがいかがですか。

委員：大きなくくりとしてはそうですが、けやき台自治会に対する答えを出すのですよね。だから個々には付きますとも、付けられないとも言えないし、三田市としては三田市全体を考えてやっていますということしかないですね。

委員長：我々が言うとするれば、この提案はとてもいいのでこれを全市に広げるべく、ご検討ください、そして、財政的に苦しいので1年に1台ずつしか付かないということではなくて、諸制度を活用しつつスピードアップを図ることが重要だと考えるということでは異論はないですか。

委員：異論はないですが、けやき台から先に付けるということではなく、三田市全体で考えてやりますというような答えにしないと。

委員長：市にこういう安全安心のまちづくりはとても重要なことなので防犯カメラの設置を進めてください、だからといって全額市ですぐしてくださいと我々は言える立場にはないですが、この提案はよいものなので進めていくように三田市も努力してくださいということだと思います。

副委員長：「進めてください」というのもちょっと制度上無理だと思うので、「そのような方向で検討してください」というくらいだと思います。

委員長：こういうまちにしたらどうだろうと考えるとき、必ず予算が絡みます。だから予算があるとか無いとかという議論になったり、市は無い袖は振れないという話になってしまいます。

我々ができることは、市民の皆さんがこのような考えを持っていて、市がダメと言ったが一度考え直してみてくださいということだと思います。ということで答申をまとめていきたいと思います。

### (1) ③ 三田市政への市民参加条例の改正について（続き）

委員長：先程の議論を踏まえて、事務局の考え方はどうですか。

事務局：救済措置があると、確かに委員が言われるように振り出しに戻ってしまいます。市長が誤りなく判断できる除外規定にしておいて救済措置を消してしまうというのも方法だと思います。

委員長：公序良俗は除きますが、全て受けたいと思います。

事務局：今回話題になった「特定の個人又は団体の利益」は確かに判断が難しいところがあります。提案者もエネルギーを使って提案されると思いますが、「議会の議決を得たもの」については、結果としてこれが覆ることはありません。提案者においてもかなりご苦労される

のを、我々も分かっている受取するのはいかがなものかと思っておりますので、この範囲で提案してくださいというある程度のルールを定めさせていただきたい、お互い建設的な議論ができるのではないかと意図です。

委員：もともと対象外事項というのはなかったのに、今回規定しようとしているんですね。

事務局：そうです。なぜかという、提案していただくのに結果としてダメになってしまうものまでエネルギーを使ってしまうのは申し訳ない。要は、対象外の範囲はここで、あとは自由に提案してくださいというルールにしたいと考えています。

委員：提案が上がってきたのは、年間3件とかですよね。

事務局：ただ、そのうちの2件が議会の議決に関するものでした。折角ご提案いただいたものの、結局は委員会を開いてもそういう結論になってしまいました。

委員長：議会の決定というのは重たく、それを覆すのは大変です。議会の議決が出ているものは提案いただいても委員会としても処理できません。

委員：私が言いたいのは、特定の個人又は団体の利益（第2号）、それから5年経過後に再提案を認める（第5号）というところです。

委員長：5年の根拠に何か説得力のあるものがありますか。

事務局：5年としたのは、委員の修正意見（資料3-2）で「例えば5年経過後」と頂いたからですが、5年の根拠に乏しいと言われるとそれはそのとおりで、その辺りをご議論いただければと思っていました。ただし書で、「事情の変更があった場合を除く」という書き方をするというのも一つの方法かと思えます。

委員長：「事情の変更」とすると、無理やり言えば全て事情は変更したと言えなくもありません。副委員長は、この5年というのをどう考えますか。

副委員長：今の話からすると、不服申立て手段を設けないかどうかによって、ここをどのような限定をかけるかが変わってくると思っています。申立て手段を設けずに一義的に判断できるものだけを設けるという話になるのであれば、第2号のほか、この第5号も削除してもよいと思えます。

委員長：全員が一致して議論がないというのは、第1号ということになりますか。

事務局：第1号、第3号、第4号です。

委員長：公序良俗に反するものはちょっとどうかと思うので、第6号も残すべきか。もちろん判断は必要になってくるかもしれません。

副委員長：なかなかこれで除外するのは難しいと思いますが、特に不都合があった場合に、ここで除外できるというのを残しておくというのも方法だとは思いますが。ただし、実際問題として救済手段がないのに適用するというのは難しいとは思いますが。

委員長：第6号は少し考えましようか。少なくとも第1号、第3号、第4号については設けるということで、いったんここでの審議は終結としたい。第6号については欠席の委員にどう思うか聞いたうえで判断したいと思えます。

**<閉会>**